

# 校則の見直しへ向けたガイドライン

～柔軟思考・対話志向で取り組む校則改革～

令和4年11月  
掛川市教育委員会

## 目次

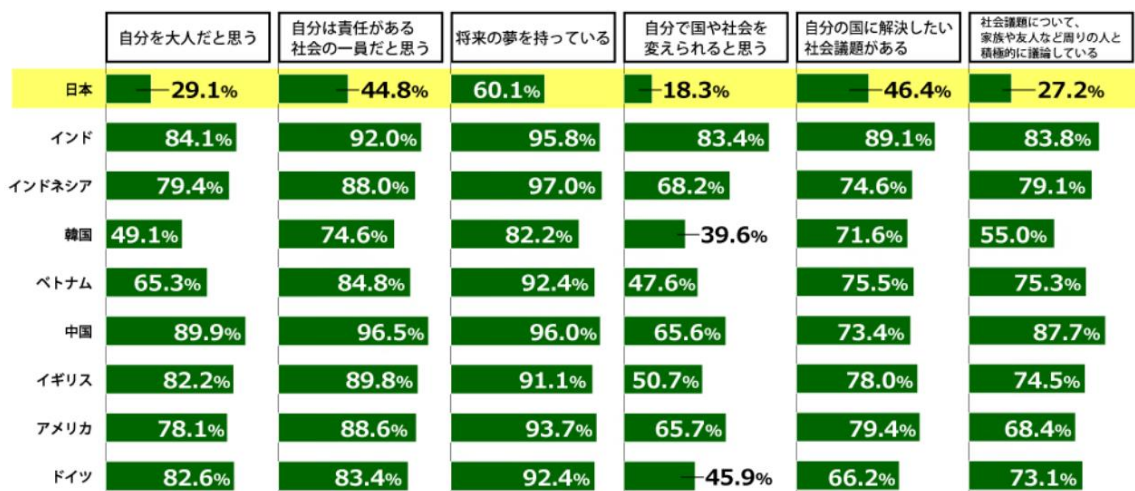
1	ガイドラインのねらい	P. 3
2	見直しの方針	P. 4
3	期待される具体的な取組	P. 5
4	見直しのスケジュール	P. 6
5	参考資料：校則の取扱	P. 7

# 1 ガイドラインのねらい

掛川市の学校教育の目標は、「夢に向かって自ら考え自ら判断し、心豊かにたくましく生きる子どもの育成」であり、子ども一人一人が、社会環境の変化に適切に対応し、自ら考え、判断できる人づくりを推進しています。令和4年度より始まった制服検討についても、生徒自身がもっとも快適に生活できる服装を自らの判断で選択できることをコンセプトとしており、生徒一人一人の自律をねらっています。

## 他律 から 自律 へ

ある調査で、日本の若者の多くが「自分たちの力で国や社会を変えられない」と考えていることがわかりました。国民性や文化の違いなど、様々な要因が考えられますが、規律を重んじる学校教育のシステムも影響しているのではないかと考えられます。特に校則に関しては、学校(教員)が決めたルールに従うことが是とされ、決められたルールを自分たちで変えることができるという経験は多くありません。



「学校」という子どもにとっての「国」「社会」を変える経験を通して、「自分たちの社会は自分たちでよりよくすることができる」という成功体験を積み重ねることが大切であると考えます。

現在、掛川市では、教育DXとして「教育の構造改革」を掲げ、観の転換や教育システムの刷新に取り組んでいます。

各学校の校則に関しても、現在の校則が子どもの健やかな成長にとって本当に適しているのか、また、すべての子どもが不具合なく生活を送ることができているかなどという観点から、固定概念に捉われることなく、構造そのものが見直されることを期待します。また、自分たちの学校（社会）のルールは、自分たちで創り、自分たちで実践するという考え方のもと、本ガイドラインを参考に、各校が子どもを主役とした校則の見直しに取り組まれることについても期待しているところです。ぜひ、豊かな未来を創造する人づくりにつながる仕掛けを講じてください。

#### <校則の捉え方について>

本ガイドラインは中学校の校則に限定せず、小学校が教育目標を実現していく過程において、児童が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められているものも対象としています。例えば、「〇〇学校のきまり」、「生活のきまり」などが挙げられます。（出典：生徒指導提要）

小・中学校の滑らかな接続へ向け、小学校の生活のきまりについても、見直しが進むことを期待します。

## 2 見直しの方針

- ① 学校教育目標を達成するために、必要かつ合理的な範囲内の校則を制定すること
- ② 子どもが当事者意識をもって見直しに参画すること
- ③ 子どもや保護者との対話を重視し、少数意見の声も大切にすること
- ④ 適時、柔軟思考で校則の見直しを図ること

## 3 期待される具体的な取組

### (1) 意見の収集

価値観や感性は人それぞれです。教員一人一人に考え方や感じ方に違いがあり、子どもや保護者にも一人一人に違いがあります。見直しに関しては、多くの人の声を集め、当事者意識を高めます。

#### Point

- ・教員だけでなく、子どもや保護者などの意見も集めましょう。
- ・誰もが意見を述べやすい方法で意見を集めましょう。

### (2) 対話の機会確保

対話においては、自分の考えの変容を受け入れることが重要です。多様な価値観や感性に触れられるよう、できる限り対話の機会を増やし、見直しの方向性が決定されることを目指します。

#### Point

- ・様々な立場の人が、お互いの考えを認め合う機会を設けましょう。
- ・校則を変えることを前提とするのではなく、その校則の意義や価値、必要性を様々な角度から見つめましょう。
- ・安易な多数決で決定することなく、少数の価値観や感性も大切に扱うよう、十分な対話の機会を設けましょう。

特に、以下の内容については、各校において確実な見直しを行います。

#### 1 子どもの生命や健康に影響が発生する可能性がある校則

例：厳冬期に防寒具の着用を認めない。

#### 2 直接的または間接的に男女を区別する校則

例：男子は詰襟、女子はセーラー服と明記する。

※新制服は男女ごとの着用ルールを設けない方針です。

#### 3 合理的な理由を説明できない校則や人によって解釈が異なる曖昧な校則

例：靴下の装飾はワンポイント可、ライン不可とする。

### (3) 校則の公開及び適時見直し

校則は学校という小さな社会の中にあるルールです。子どもがこの社会のルールを必要に応じて見直すことができるように、校則は誰もが見るができるようにします。

例1：学校ホームページに校則を公開する。

例2：子どもの iPad 端末で校則の一覧を常時閲覧可能にする。

また、一度見直した校則が今後何十年も続くものであるということではありません。時代の移り変わりとともに適時見直しができるよう、(1) や (2) のような機会を適切に設けます。

## 4 見直しのスケジュール

新たな制服（掛川市立中学校の標準服）が令和6年度に導入されます。これを機会に、その他の校則（セーターや靴下など）も一体的に見直しがされるように、次のスケジュールに従って、各校で見直しの計画を具体的に作成します。

### <掛川市立学校の校則見直しスケジュール>

	制服の見直し	校則の見直し
R4	制服検討委員会設置 ・新たな制服の方向性決定 ・導入計画決定	校則見直しガイドライン作成
R5	新制服デザイン投票 着こなしに関する指針作成	<b>検討期</b> ①意見（課題）募集アンケート ・校則に関する課題を洗い出す。 例：ブレインストーミングやKJ法で課題を集めてグルーピングする。 ②意見交換、意見提案 ・生徒が対話する場面を設ける。 例：学級活動で生徒同士の意見交換の場を設ける。 例：放課後や昼休みに課題を感じている生

		<p>徒と教師の意見交換の場を設ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が対話する場面を設ける。</li> </ul> <p>例：学級懇談会で意見交換を行う。</p> <p>例：保護者を招いて、生徒と保護者、教師とディスカッションを実施する。</p>
R 6	新制服導入スタート	<p><b>実践期</b></p> <p>①見直した校則の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・見直した校則の試行期間を設ける。</li> <li>・見直し後も、適時、意見募集を実施する。</li> </ul> <p>②全ての校則の公開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ等で誰もが校則を常時閲覧できるようにする。</li> </ul>

## 5 参考資料：校則の取扱（R 4 生徒指導提要改訂試案より抜粋）

### (1) 意義・位置付け

児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められる校則は、児童生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目的を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には学校長により制定されるものです。校則の在り方は、特に法令上は規定されていないものの、これまでの判例では、社会通念上合理的と認められる範囲において、教育目的の実現という観点から学校長が定めるものとされています。また、学校教育において社会規範の遵守について適切な指導を行うことは重要であり、学校の教育目的に照らして定められる校則は、教育的意義を有するものと考えられます。校則の制定にあたっては、少数派の意見も尊重しつつ、児童生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することも必要となります。

### (2) 校則の運用

校則に基づく指導を行うにあたっては、校則を守らせることにばかりこだわることなく、何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解しつつ、児童生徒が自分事としてその意味を理解して自主的に校則を守るように指導していく

ことが重要です。そのため、校則の内容については、普段から学校内外の者が参照できるように学校のホームページに公開しておくことや、それぞれの決まりの意義を理解し、児童生徒が主体的に校則を遵守するようになるためにも、制定した背景についても示しておくことが適切であると考えられます。

その上で、校則に違反した場合には、行為を正すための指導に止まるのではなく、違反に至る背景など児童生徒の個別の事情や状況を把握しながら、内省を促すような指導となるよう留意しなければなりません。

### (3) 校則の見直し

校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず見直しを行う必要があります。さらに、校則により、教育的意義に照らしても不要に行動が制限されるなど、影響を受けている児童生徒がいないか、いる場合にはどのような点に配慮が必要であるか、検証・見直しを図ることも考えられます。

校則については、最終的には学校長により適切に判断される事柄ですが、その内容によっては、児童生徒の学校生活に大きな影響を及ぼすことがあることから、その在り方については、児童生徒や保護者等の学校関係者からの意見を聴取した上で定めていくことが望ましいと考えられます。また、その見直しにあたっては、毎年度の生徒会や保護者会といった機会において、校則について確認したり議論したりする機会を設けるなど、絶えず積極的に見直しを行っていくことが必要です。そのためには、校則を策定したり、見直したりする必要がある場合に、どのような手続きを踏むべきか、その過程についても示しておくことが望ましいと考えられます。

なお、校則の見直しに関して、たとえば、以下のような取り組みにより、校則に向き合う機会を設けていく学校や教育委員会があります。

#### 【学校における取り組み例】

- ・各学級で校則や学校生活上の規則で変更してほしいこと、見直してほしいことを議論。
- ・生徒会やPTA会議、学校評議員会において、現行の校則について、時代の要請や社会常識の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取。
- ・児童生徒や保護者との共通理解を図るため、校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者や希望者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明。



#### (4) 児童生徒の関与

校則の見直しの過程に児童生徒自身が関与することは、校則の意義を理解し、自ら校則を守ろうとする意識の醸成につながります。また、校則を見直す際に児童生徒が主体的に参加することは、学校のルールを無批判的に受け入れるのではなく、自身がその根拠や影響を考え、身近な課題を自ら解決するといった教育的意義を有するものとなります。

令和4年11月  
掛川市教育委員会  
教育政策課 21-1109